

奈良県告示第三十四号

昭和四十五年一月奈良県告示第四百七十七号（奈良県収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一中「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。